

福祉用具・住宅改修の報酬・基準について

これまでの分科会における主なご意見(福祉用具・住宅改修)

<退院・退所時の福祉用具の利用>

- 福祉用具専門相談員が退院・退所前のカンファレンスに参画することは、サービスの質の向上の面で良い。福祉用具専門相談員の関与、事業所からの積極的な関与を促すことになり、期待できるのではないか。
- カンファレンスへの参画にあたっては、ICTの活用も検討してはどうか。
- 福祉用具利用の連携にあたっては、作業療法士とも連携して進めていただきたい。

<福祉用具の安全利用>

- 福祉用具専門相談員に対する研修を増やし、利用者の安全性を高めるような有益な取組ができるようにしてはどうか。
- サービスの質や安全性を確保する観点からも、福祉用具専門相談員について担当件数を設けてはどうか。
- 事故情報についてバラバラに収集していることが問題で、一元化すべきではないか。

<その他>

- 財務省の予算執行調査（令和2年10月公表分）の中で、歩行補助つえなどを貸与から販売に変えること等が報告されていたが、利用者の負担となるのではないか。福祉用具は外出の機会や、認知症予防の手立てとなっているものであり重要である。
- 財務省の予算執行調査（令和2年10月公表分）の中で、いわゆる単品ケアプランの話が出ているが、ケアマネジャーは給付サービスが単品であっても、様々なニーズがあり、給付外のサービスも調整している。高齢者は、環境が変わることによるリスクも注意が必要ではないか。

福祉用具・住宅改修 目次

論点①.	退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用	・ ・ ・ ・	3
論点②.	福祉用具の安全な利用の促進	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	4

論点①退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用

論点①

- 退院・退所時のスムーズな福祉用具貸与の利用を図る観点から、退院・退所時のカンファレンスにおいて、福祉用具専門相談員や作業療法士等の関係職種が介護支援専門員と連携を推進するため、どのような対応が考えられるか。

対応案

- 居宅介護支援の退院・退所加算等の要件において、福祉用具の貸与が見込まれる場合は、福祉用具専門相談員や作業療法士等の関係職種の関与を明示してはどうか。

<通知の改正イメージ>

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

13 退院・退所加算について

- (1)・(2) (略)
- (3) その他の留意事項

① (2)に規定するカンファレンスは以下のとおりとする。

イ 病院又は診療所

診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

ロ 地域密着型介護老人福祉施設 (略) ※同様に規定

ハ 介護老人福祉施設 (略) ※同様に規定

ニ 介護老人保健施設

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第40号。以下このニにおいて「基準」という。）第8条第6項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第2条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。

ホ 介護医療院 (略) ※同様に規定

ヘ 介護療養型医療施設（平成35年度末までに限る。） (略) ※同様に規定

論点②福祉用具の安全な利用の促進

論点②

- 福祉用具の製品安全に関しては、消費者庁や独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）において製品事故に関する注意喚起やメーカー等への対策を求める等の対応が行われており、福祉用具の使用の安全に関しては、テクノエイド協会が「ヒヤリ・ハット情報」等を収集し、その要因の分析を行っているところ。
こうした福祉用具の事故等に関する情報について、再発防止の観点から、介護事業所や利用者、家族、自治体等の関係者への迅速な共有、福祉用具専門相談員のさらなる質の向上等の観点から、どう活用するか。

対応案

- 市町村等にどのような内容の福祉用具に関する事故情報が収集されているのか実態把握を行うとともに、関係団体と連携しつつ、事故が起きる原因等の分析や情報提供の方法等について、さらなる効果的な取組を検討してはどうか。
- 上記の取組に当たっては、介護保険施設における事故報告に関する検討状況も踏まえることとしてはどうか。
- また、福祉用具専門相談員の更なる質の向上等の観点から、上記の事故防止に資する情報を基に、福祉用具専門相談員の指定講習カリキュラム等の必要な見直しを検討してはどうか。

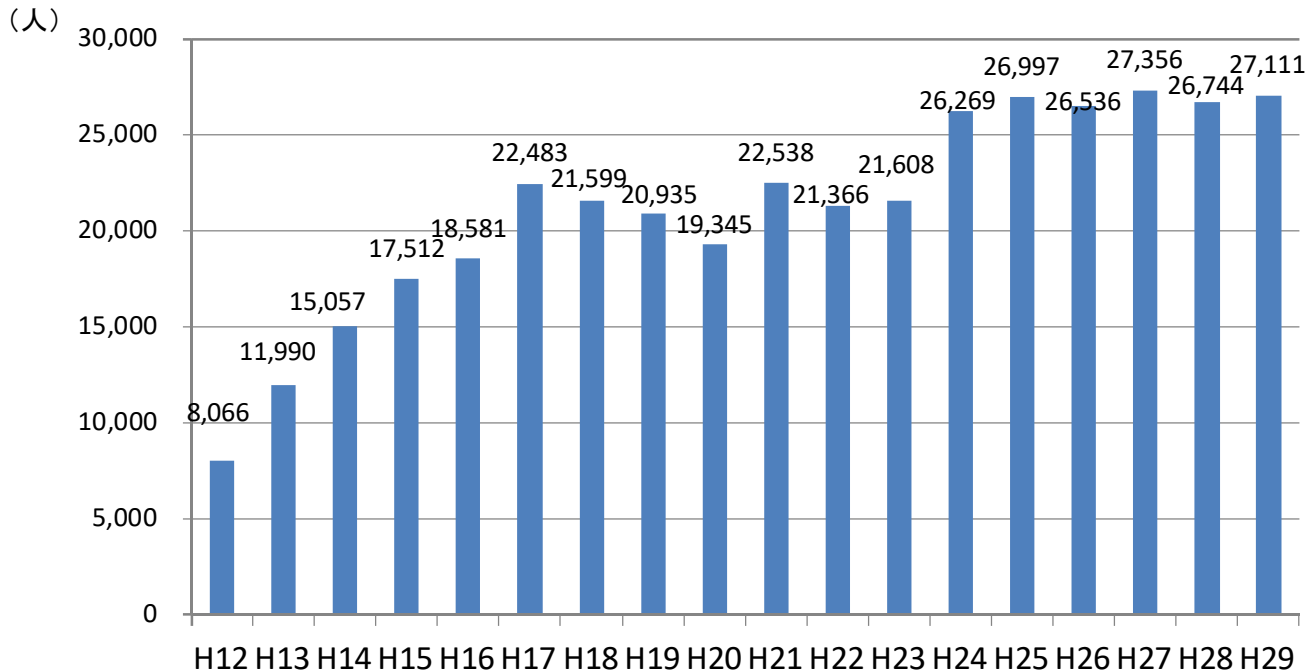
参 考 資 料

福祉用具専門相談員について

- 福祉用具専門相談員とは、介護が必要な高齢者が福祉用具を利用する際に、本人の希望や心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、専門的知識に基づいた福祉用具を選定し、自立支援の観点から使用方法等を含めて適合・助言を行う専門職。
- 指定福祉用具貸与・販売事業所には常勤換算方法で2名以上の配置が義務づけられており、福祉用具貸与事業所あたりの従事者は、3.7人（平成29年10月1日現在）。
- 福祉用具専門相談員のうち、約8割が指定講習会（50時間）修了者である。

① 福祉用具専門相談員従事者数

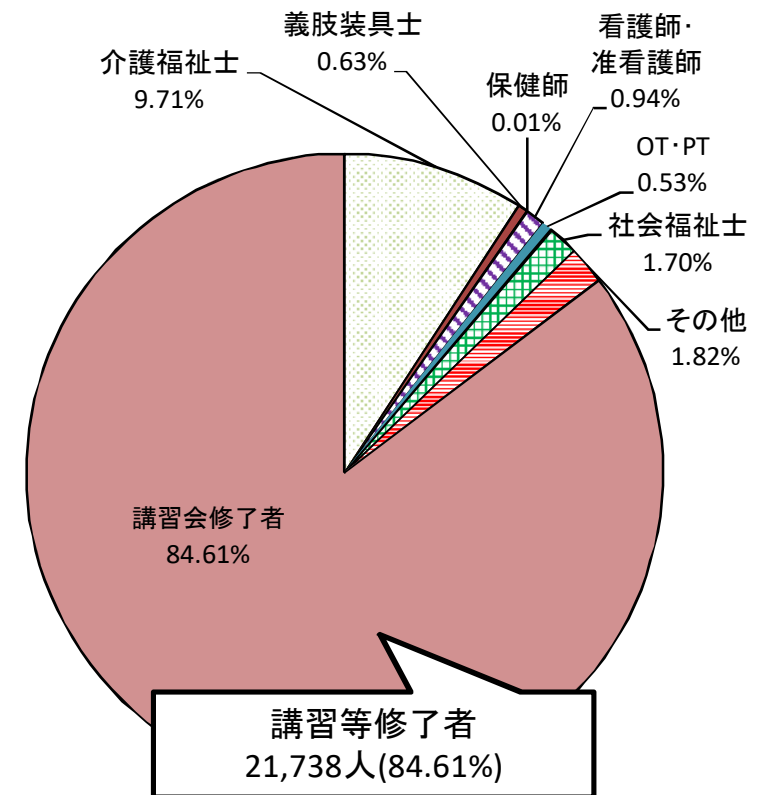
事業所あたり従業者数	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	3.0	3.1	3.7	3.5	3.4	3.6	3.6	3.7	3.5	3.4	3.4	3.5	3.6	3.6	3.7	3.7	3.7	3.7



注：平成21年以降は、調査方法の変更等による回収率変動の影響を受けているため、従業者数については平成20年以前と単純に年次比較できない。

出典：介護サービス施設・事業所調査（各年10月1日現在）

② 福祉用具専門相談員資格状況（複数回答）



出典：介護サービス施設・事業所調査 閲覧表第18表（平成29年10月1日現在 n=25,690）

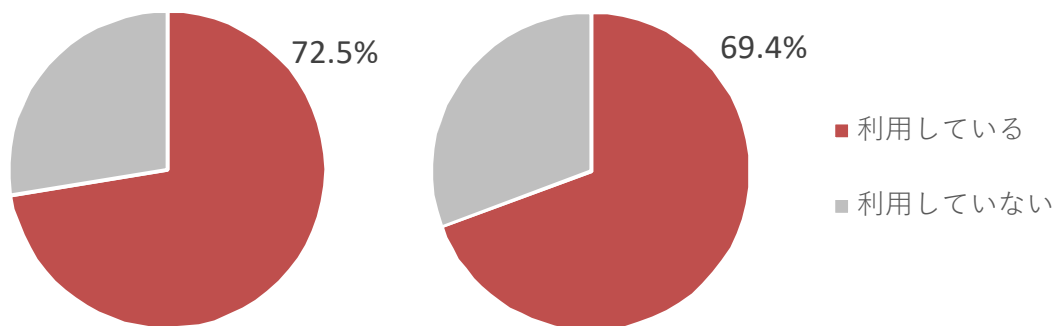
医療機関・老健施設における福祉用具事業者の継続的利用

- 約7割の医療機関・老健施設で福祉用具事業者を継続的に利用しており、当該事業者は「情報提供・相談」「適合調整・利用指導」「メンテナンス」等のサービスを提供している。
- 継続的に利用している福祉用具事業者は、入院・入所中からサービスの提供に関わることが多い。

<福祉用具事業者の継続的利用>

医療機関 (n = 305)

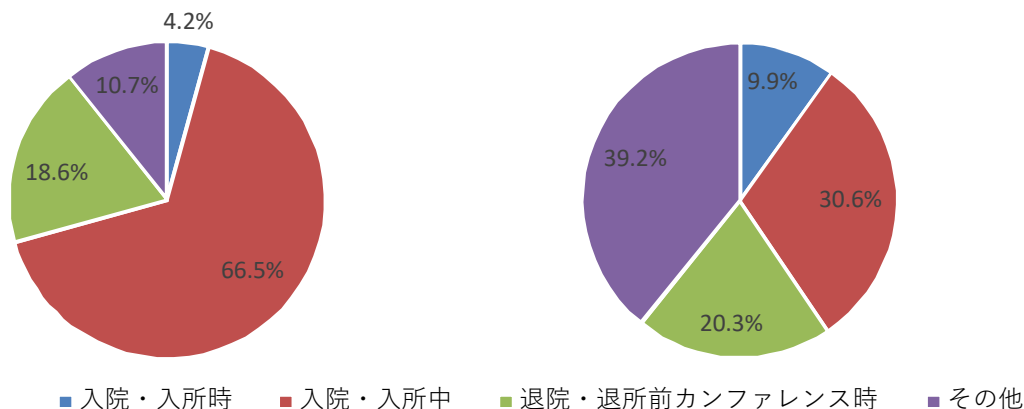
老人保健施設 (n = 333)



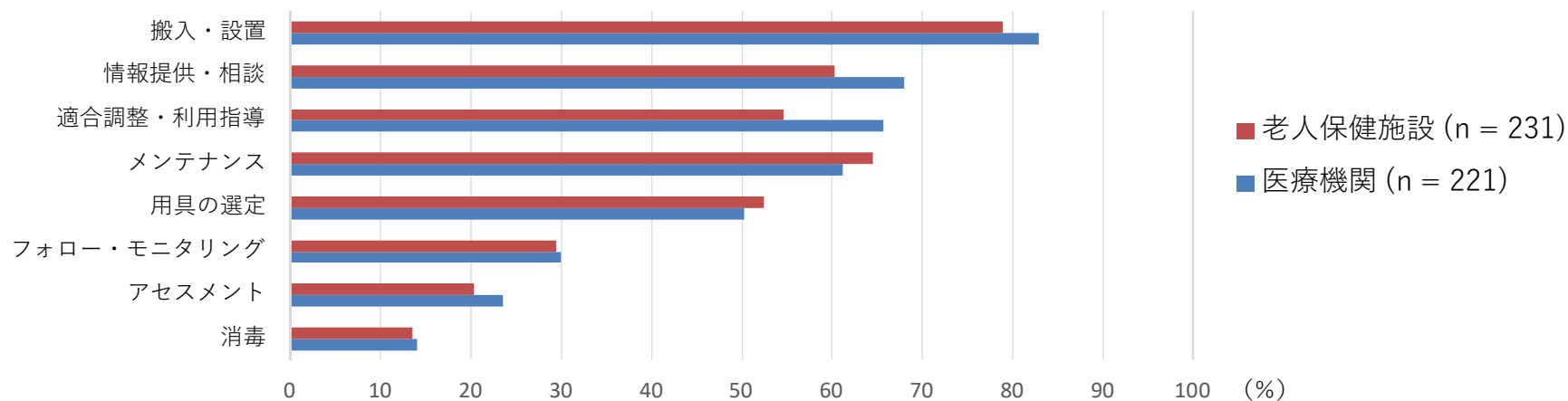
<入院・入所プロセスのどの時点から関わっているか>

医療機関 (n = 215)

老人保健施設 (n = 222)



<提供されているサービス>



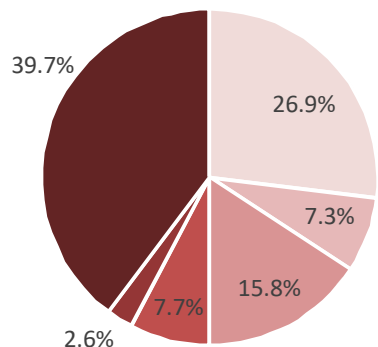
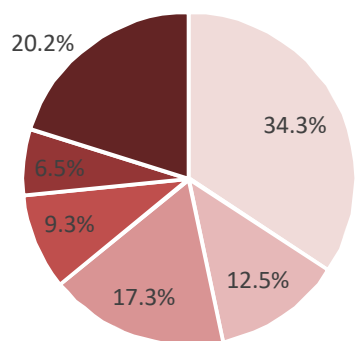
退院・退所時における福祉用具事業者の関与

- 退院・退所に向けたカンファレンスについて、福祉用具事業者の出席率は10割の施設もあれば、2割未満の施設も多く、ばらつきがある。
- カンファレンスに福祉用具事業者が出席しない理由は、「ケアマネジャーが事業者を選定するため」が最も多かった。
- 「入所中から退所後の生活を想定した福祉用具を選定、適合し、退所後もその利用を継続することを軸に施設と居宅の専門職が連携する」という仕組みについて、ほとんどが「有効」と回答した。

<福祉用具事業者のカンファレンス出席率>

医療機関 (n = 248)

老人保健施設 (n = 234)

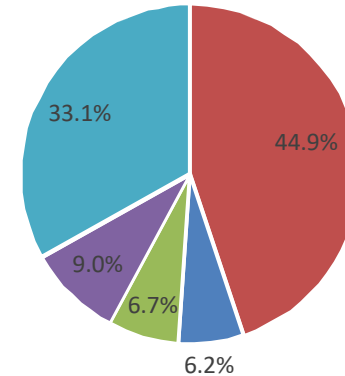
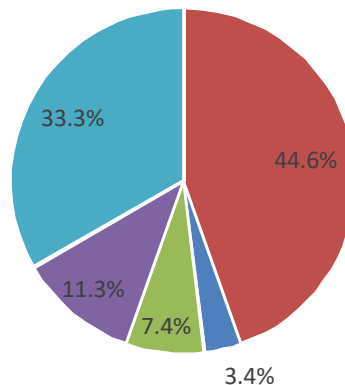


■ 2割未満 ■ 2～4割未満 ■ 4～6割未満 ■ 6～8割未満 ■ 8～10割未満 ■ 10割

<福祉用具事業者が出席しない理由>

医療機関 (n = 204)

老人保健施設 (n = 178)



- ケアマネジャーが事業者を選定するため
- 福祉用具事業所とかわりがないため
- 連絡ルートが定まっていないため
- 福祉用具事業所を参加させる意識がないため
- その他

<福祉用具を介した連携の仕組み>

	有効だと思う	有効だと思わない	わからない	無回答
医療機関 (n = 311)	93.5%	1.0%	4.2%	1.3%
老人保健施設 (n = 340)	93.5%	0.3%	5.3%	0.9%

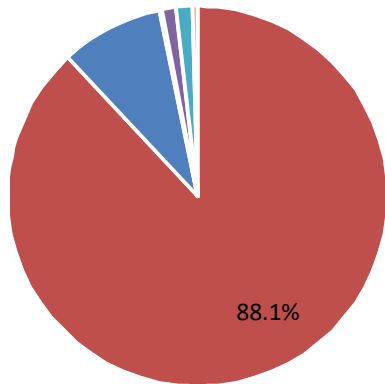
(出典) 平成26年度老健事業「介護保険の福祉用具サービスにおける専門職の関与と適切なケアマネジメントに関する調査研究事業」

福祉用具事業者のアンケート結果

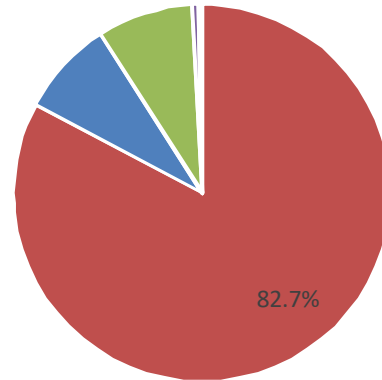
- 退院・退所時カンファレンスへの参加は、居宅のケアマネジャーから伝達されることが多い。
- カンファレンスでは「居宅環境整備に関する要点、目標」「福祉用具を用いた生活行動の目標」等の情報が伝達されている。
- 半数近くの福祉用具事業者が、カンファレンス等に参加する機会を増やしたいと回答。

<カンファレンスへの参加はどの職種から伝達されるか>

病院 (n = 494)



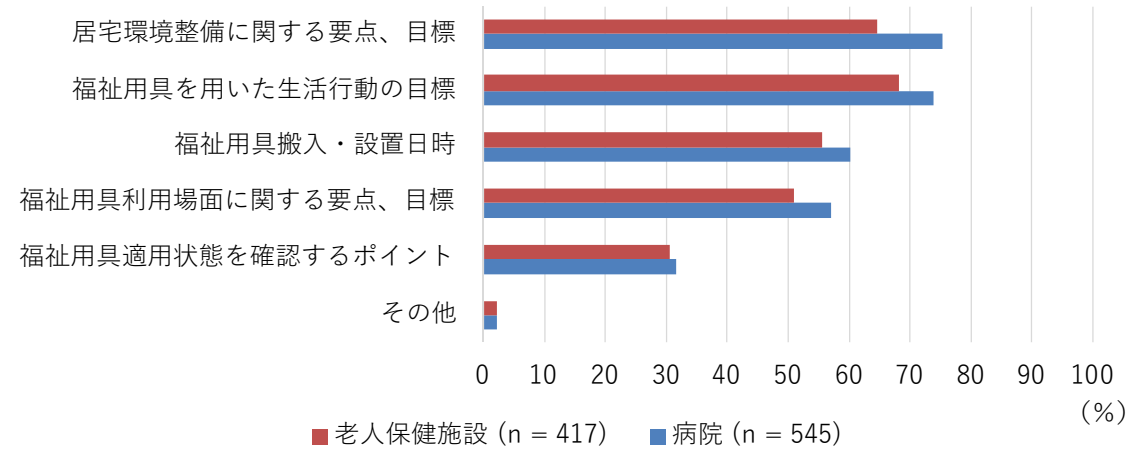
老人保健施設 (n = 342)



- 居宅のケアマネジャー
- 病院の医療ソーシャルワーカー
- 病院の医師
- 病院の看護師
- 病院のリハ専門職
- 病院のその他の職員

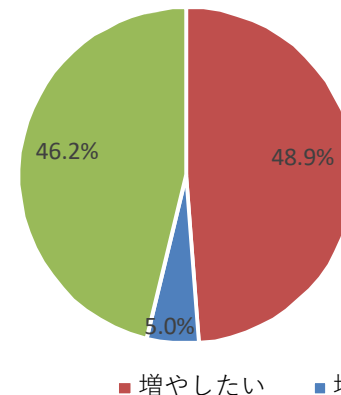
- 居宅のケアマネジャー
- 施設のケアマネジャー
- 施設の相談員
- 施設のリハ専門職
- 施設のその他の職員

<カンファレンスで伝達される情報>

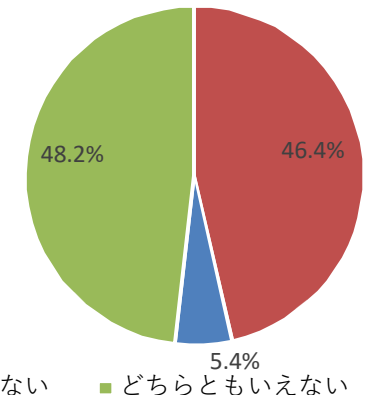


<カンファレンス等に参加する機会を増やしたいか>

病院 (n = 522)



老人保健施設 (n = 388)



- 増やしたい
- 増やしたいと思わない
- どちらともいえない

①医療と介護の連携の強化(退院・退所加算の見直し) (平成30年度介護報酬改定)

概要

※介護予防支援は含まない

- イ 退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関等との連携促進
退院・退所後の在宅生活への移行に向けた医療機関や介護保険施設等との連携を促進する観点から、退院・退所加算を以下のとおり見直す。
- i 退院・退所時におけるケアプランの初回作成の手間を明確に評価する。
 - ii 医療機関等との連携回数に応じた評価とする。
 - iii 加えて、医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合を上乗せで評価する。
- また、退院・退所時にケアマネジャーが医療機関等から情報収集する際の聞き取り事項を整理した様式例について、退院・退所後に必要な事柄を充実させる等、必要な見直しを行うこととする。【通知改正】

単位数

<現行>

退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1 回	300単位	300単位
連携 2 回	600単位	600単位
連携 3 回	×	900単位

⇒

<改定後>

退院・退所加算

	カンファレンス参加 無	カンファレンス参加 有
連携 1 回	450単位	600単位
連携 2 回	600単位	750単位
連携 3 回	×	900単位

算定要件等

- 医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。
ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

※ 入院又は入所期間中につき1回を限度。また、初回加算との同時算定不可。

退所前連携加算

概要

- 退所前連携加算は、介護老人保健施設等の入所者が居宅等へ退所するにあたり、退所後の居宅等での介護サービスの利用等が円滑なものとなるよう相談支援等を行うことを評価する。

単位数

<現行>

500単位／日（1回につき）

算定要件等

- 退所前連携加算
入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対して、入所者の同意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者の居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

福祉用具に関する事故等の情報収集

- 福祉用具に関する事故等の情報は、消費者庁、製品評価技術基盤機構、テクノエイド協会、市町村等がそれぞれ収集している。

消費者庁	消費生活用製品安全法に基づき事業者から報告を受けた重大製品事故の情報及び消費者安全法に基づき関係機関から通知を受けた重大事故等の情報を、定期的に公表 ※製品起因かどうか原因究明中の事故を含む また、これらの情報については、事故情報データベース（消費者庁及び国民生活センターが共同して管理運営）で公表等を行うとともに、必要に応じて、同種事故の発生・拡大の防止を図るための注意喚起を実施
独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）	様々な製品に関する事故の分析を行い、当該メーカーや業界団体へ対策を求めるとともに、製品の品質や性能、安全性を高めるための試験方法を定めた基準の見直し等に反映
公益財団法人テクノエイド協会	福祉用具について「製品に起因しない事故」や「ヒヤリ・ハット情報」等を収集し、その要因の分析を行い、ホームページや冊子で情報提供 ※「ヒヤリ・ハット」情報はNITEが公表している事故情報と、当該協会が高齢者介護に携わっている者を対象に行ったアンケート調査の結果等をもとに、事例情報として加工
市町村	居宅サービス等の運営基準に基づき、居宅サービス提供時の事故発生について、事業所から連絡を受理

市町村等における福祉用具の事故情報等の活用事例

○ 市町村等が収集した福祉用具の事故情報等は、独自の取組として様々な形で活用されている。

武蔵野市の取組例



- ・市の「介護保険事業所における事故発生時の報告に関する取扱い要領」に事故の範囲を定め、様式とあわせて市のホームページに掲載
- ・事業者連絡会議や集団指導などで注意喚起
- ・利用者の状態像等に適した福祉用具が安全に利用されるよう「住宅改修・福祉用具相談支援センター」を設置
- ・必要に応じ、ご本人、家族、福祉用具事業所等に対し、テクノエイド協会が提供している「ヒヤリ・ハット情報」を活用して説明
- ・消費者庁やNITE等のホームページから福祉用具の事故情報を収集

世田谷区の取組例



- ・区の「介護保険事故報告取扱要領」に事故の範囲を定め、様式とあわせて区のホームページに掲載
- ・「質の向上Navi」を発行し、事故内容の分析や好事例の紹介、事故発生時の対応の際の注意点等について、各事業所に周知



平成27年度の福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直し

○ 改正の概要(平成26年厚生労働省告示第250号)

- ・福祉用具貸与計画等に関する内容を追加。
- ・現行カリキュラムをベースとして、受講者にとって分かりやすい科目への整理を行う。
- ・介護分野の知識・技術を持たない受講者を想定し、最低限の内容を網羅的に学ぶことに重点を置く。
- ・時間数については、現行の40時間に10時間を加えた、計50時間とする。
- ・学習内容の習熟度を確保するため、修了評価(1時間)の仕組みを設ける。

【平成27年3月まで】

科目	内容	時間
1. 老人保健福祉に関する基礎知識	老人保健福祉制度の概要	2
2. 介護と福祉用具に関する知識	介護に関する基礎知識	20
	介護技術	
	介護場面における福祉用具の活用	
3. 関連領域に関する基礎知識	高齢者等の心理	10
	医学の基礎知識	
	リハビリテーション概要	
4. 福祉用具の活用に関する実習		8
合 計		40



【平成27年4月～】

科目	科目名	時間
1. 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	福祉用具の役割	1
	福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	1
2. 介護保険制度等に関する基礎知識	介護保険制度の考え方と仕組み	2
	介護サービスにおける視点	2
3. 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	からだところの理解	6
	リハビリテーション	2
	高齢者の日常生活の理解	2
	介護技術	4
	住環境と住宅改修	2
4. 個別の福祉用具に関する知識・技術	福祉用具の特徴	8
	福祉用具の活用	8
5. 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	福祉用具の供給の仕組み	2
	福祉用具貸与計画等の意義と活用	5
6. 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	5
合 計		50

※筆記の方法による修了評価(1時間程度)を実施